

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年6月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和元年7月24日 12時57分ごろ
発生場所	和歌山県 <sup>ありだ</sup> 有田市沖ノ島北方沖 下津沖ノ島灯台から真方位015° 200m付近 (概位 北緯34° 06.9' 東経135° 04.6')
インシデントの概要	プレジャーボート <sup>クイーン</sup> QUEENは、錨泊中、走錨して座洲した。
事故調査の経過	令和元年7月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート QUEEN、5トン未満（長さ7.14m）
船舶番号、船舶所有者等	250-19719和歌山、有限会社クイーン
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、船長が、沿岸から約20m、水深約8mの所（底質：泥）に船首から錨を投入し、錨のかき具合を確認しないまま船室で釣りの準備をしていたところ、船体を擦る音を聞き、船室を出て走錨に気付いて走錨を止めようと錨索を巻き上げたものの、海岸に座洲した。 本船は、付近にいた漁船により引き下ろされた。
分析	本船は、船長が、錨のかき具合を確認せずに錨泊中、船室で釣りの準備を行っていたところ、走錨していることに気付くのが遅れたことから、海岸に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、船長が、錨のかき具合を確認せずに錨泊中、船室で釣りの準備を行っていたところ、走錨していることに気付くのが遅れたため、本船が海岸に座洲したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・錨泊を行おうと錨を投下した際には、錨のかき具合を確認するとともに、錨泊中は、走錨する可能性があることを考慮し、適切な錨泊監視を行うこと。